

令和6年4月1日付改定分

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		
A2 1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス1 1 日割		1176単位	日割の場合 ÷30.4日	39単位	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス1 2 日割		2349単位	日割の場合 ÷30.4日	77単位	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス1 3 日割		3729単位	日割の場合 ÷30.4日	123単位	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179
A2 2621	訪問型独自サービス2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1 日割				日割の場合 ÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2	23 単位減算			-23	1月につき	
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2 日割	(2) 1週に2回程度の場合		日割の場合 ÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3	(3) 1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3 日割			日割の場合 ÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1			(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の	15% 加算			
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の	15% 加算		1日につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の	15% 加算		1回につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の	10% 加算		1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の	10% 加算		1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の	10% 加算		1回につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5% 加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の	5% 加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算			ハ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II		(1) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200		
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度		
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/ 1000 加算		1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/ 1000 加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/ 1000 加算			
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/ 1000 加算			
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/ 1000 加算			
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の	24/ 1000 加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。  
 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

令和6年4月1日付改定分

3 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A6 1111	通所型独自サービス1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	1,798	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1 1 日割	1798単位 日割の場合÷30.4日 59 単位	59	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス1 2	事業対象者・要支援 2	3,621	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス1 2 日割	3621単位 日割の場合÷30.4日 119 単位	119	1日につき
A6 1113	通所型独自サービス2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436	436
A6 1123	通所型独自サービス2 2	事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447	447
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割	日割の場合÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2	事業対象者・要支援 2	36 単位減算	-36
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割	日割の場合÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	4 単位減算	-4
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2	事業対象者・要支援 2	4 単位減算	-4
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算 イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割	日割の場合÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2	事業対象者・要支援 2	36 単位減算	-36
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割	日割の場合÷30.4日 1 単位減算	-1	1日につき
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	4 単位減算	-4
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 2	事業対象者・要支援 2	4 単位減算	-4
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合 イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算 2	事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算 3	ロ 1 月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援 2	94 単位減算	-94
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47
A6 5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ハ 生活機能向上生活上向グループ活動加算	100 単位加算	100
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225 単位加算	225
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算	240
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50 単位加算	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200 単位加算	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II	(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480 単位加算	480
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	テ 選択的サービス複数実施加算(I) (1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 480 単位加算	480
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II	(2)選択的サービス複数実施加算(II) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120 単位加算	120
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算(I) (1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援 1 88 単位加算	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2	事業対象者・要支援 2	176 単位加算	176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1	(2)サービス提供体制強化加算(II) 事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2	事業対象者・要支援 2	144 単位加算	144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1	(3)サービス提供体制強化加算(III) 事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2	事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	又 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) (3月に1回を限度)	100 単位加算	100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II	(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2	運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算(I) (6月に1回を限度)	20 単位加算	20
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II) (6月に1回を限度)	5 単位加算	5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算	
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算	
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A6 8001	通所型独自サービス1 1・定超	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	1,798単位	1,259
A6 8002	通所型独自サービス1 1 日割・定超	59単位	41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス1 2・定超	事業対象者・要支援 2	3,621単位	2,535
A6 8012	通所型独自サービス1 2 日割・定超	119単位	83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス2 1・定超	ロ 1 月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305
A6 8013	通所型独自サービス2 2・定超	事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A6 9001	通所型独自サービス1 1・欠	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援 1	1,798単位	1,259
A6 9002	通所型独自サービス1 1 日割・欠	59単位	41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス1 2・欠	事業対象者・要支援 2	3,621単位	2,535
A6 9012	通所型独自サービス1 2 日割・欠	119単位	83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス2 1・欠	ロ 1 月当たりの回数を定める場合 事業対象者・要支援 1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305
A6 9013	通所型独自サービス2 2・欠	事業対象者・要支援 2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	442	1月につき
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・虐待	事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 442 単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300	

※サービス内容略称、算定項目、合成単位数については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。  
 また、合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。  
 なお、国が規定する単位数（本体・加算）を組み合わせで合成単位数を規定するといったことも可能とする。